

第五次鹿児島市総合計画 基本構想(素案)に関する市民参画手続の実施状況について

●市民参画手続の方法

1 パブリックコメント手続

(1)意見の募集期間

平成22年11月1日(月)～11月30日(火)【30日間】

(2)意見の提出者数

56人

2 まちづくり講演会

(1)開催日

平成22年11月8日(月)

(2)参加者数

約200人

3 テーマ別市民意見交換会

(1)開催日

平成22年11月8日(月)

(2)参加者数

50団体等(66人)

4 地域別市民意見交換会

(1)開催日

平成22年11月10日(水)～11月24日(水)※うち9日間

(2)開催地域

15地域

(3)参加者数

308人

5 学生会議

(1)開催日

平成22年11月24日(水)～12月21日(火)※うち7日間

(2)開催大学

鹿児島大学(4回)、鹿児島国際大学(2回)、

志学館大学(1回)、鹿児島県立短期大学(1回)

(3)参加者数

211人

2 具体的な施策・事業に関する意見

| | |
|---|---------------------------|
| ◆ 5世帯以上の集合住宅に対し、ごみ置場設置を義務化する条例を早急に制定すべき。ごみ袋の有料化と袋への記名も行うべきである。 | パブリックコメント手続 地域別市民意見交換会 |
| ◆ 太陽エネルギーの利用を促進するため、公共施設への太陽光発電装置の設置を増やしてほしい。 | パブリックコメント手続 |
| ◆ 鹿児島県の文化が食と一緒に楽しめる(気軽に)場がほしい。おはら祭だけでなく、芸能を体験できる場所など。 | パブリックコメント手続 |
| ◆ 若い人たちの就職がきちんとサポートされていることがその先のまちづくりにつながる。 | 地域別市民意見交換会 |
| ◆ 高齢者のケア、医療の充実(医師会との連携)、子どもの保育環境の充実を望む。 | パブリックコメント手続 |
| ◆ 育児中や妊娠前・中の女性が様々な悩みを相談できる場所・機会の拡大を検討いただきたい。 | パブリックコメント手続 |
| ◆ 都市化現象で、人との関わる力が減っている。子供には地域の支援が大事であり、地域ぐるみの子育て支援も行うべきである。 | テーマ別市民意見交換会 |
| ◆ 返済の無い、あるいは無金利のような鹿児島独自の奨学金制度を検討してはどうか。 | パブリックコメント手続 |
| ◆ 生涯学習について、単に受益といったものではなく、参画と連携のまちづくりとの関連を持たせるべきである。 | パブリックコメント手続 |
| ◆ 地域文化を保全・伝承していくための文化祭などへの支援が必要である。 | 地域別市民意見交換会 |
| ◆ 交通・通勤通学用・荷物運搬用など十分に考慮して、その目的にマッチしたメリハリのきいた交通網・交通機関を考えていただきたい。 | パブリックコメント手続 地域別市民意見交換会 |
| ◆ 桜島と錦江湾の見える場所をこれ以上無くさないでほしい。 | パブリックコメント手続 |
| ◆ 少子高齢化が進行する中、各地域の自治会、町内会の活動をもっと積極的に支援し、活用すべき。 | パブリックコメント手続 地域別市民意見交換会 |
| ◆ 市民活動の課題を解決するために大事なNPO法人の支援体制を検討いただきたい。 | まちづくり講演会 テーマ別市民意見交換会 |
| ◆ 鹿児島大学を、知識と、市民が触れ合うプラットフォームとして活用すれば、地域のさらなる発展につながるのではないか。 | 学生会議 |
| ◆ 市内の各地域ごとに異なる課題があることも今後の基本計画等の検討では踏まえていただきたい。 など | 地域別市民意見交換会 |

3 その他の意見

| | |
|---|---------------------------------------|
| ◆ 最近、子供達の笑い声は少なくなり、商店街の活気も薄れていると感じる。1人1人がまちづくりに参加できるオープンな市政であってほしい。 | パブリックコメント手続 |
| ◆ 行政の縦割りの弊害については、予算や責任等の関係で難しい面があるのも分かるが、関係課の連携を密にし、課の枠を超えた対応を望む。 | パブリックコメント手続 地域別市民意見交換会 |
| ◆ 協働を掲げるならば、もっと市職員が市民として地域活動に参加するべきである。 | パブリックコメント手続 地域別市民意見交換会 |
| ◆ 第四次総合計画の評価をどのように行ない策定しようとしているか経過が知りたい。 など | まちづくり講演会 テーマ別市民意見交換会 地域別市民意見交換会 |

●処理区分(案)

| 処 理 区 分 |
|------------------------------|
| A 意見の趣旨等を反映し、基本構想(素案)に盛り込むもの |
| B 意見の趣旨等は、基本構想(素案)に盛り込み済みのもの |
| C 基本計画(素案)等の検討にあたり参考にするもの |
| D 基本構想(素案)に盛り込まないもの |
| E その他要望・意見等 |